



日本企業による欧州・ドイツ特許戦略：制度比較と実装ガイド

エグゼクティブサマリー

ドイツは欧州における特許権行使の最重要地盤である。欧州全域で提起される特許訴訟の約70%がドイツで行われるのは、ドイツの侵害訴訟が他国より迅速（約1年～1.5年）かつ特許権者に有利な法的枠組みを有するためである。一方、欧州統一特許制度（UPC）が2023年6月に発効し、統一効特許と統一特許裁判所による一元的紛争解決が可能になった。日本企業がドイツ・欧州で効果的な特許戦略を構築するには、両制度の根本的な違いを理解し、出願ルート選択、権利化タイミング、訴訟リスク管理を統合的に設計する必要がある。

I. 制度基盤の根本的差異

1.1 訴訟構造：「二訴訟制度」が日本と全く異なる

ドイツ特許訴訟の最大の特徴は、侵害訴訟と無効訴訟が完全に分離される二訴訟制度である。これは日本のダブルトラック制度と根本的に異なる。[\[1\]](#)[\[2\]](#)

ドイツ（分離原則）：

- 侵害訴訟：地方裁判所（民事裁判所）が判断。特許の有効性を判断しない[\[3\]](#)[\[2\]](#)
- 無効訴訟：連邦特許裁判所（行政的司法機関）が判断
- 法律問題上訴：BGH（連邦通常裁判所）が最終判断[\[3\]](#)

日本（ダブルトラック）：

- 侵害訴訟で有効性も判断される。1992年キルビー事件最高裁判決で分離原則から決別[\[2\]](#)

この違いの結果、ドイツでは侵害訴訟で差止が認められた後に、別途の無効訴訟で特許が無効とされるリスクが存在した。この「ダブルトラック問題」に対応するため、**2022年ドイツ特許法改正**により、無効訴訟の被告（特許権者）は訴状送達から6ヶ月以内に連邦特許裁判所が特許有効性に関する「暫定見解」を提示することとされ、侵害訴訟の迅速化と有効性の予見可能性が向上した。[\[4\]](#)[\[5\]](#)

1.2 出願・審査言語と翻訳要件

欧州特許庁（EPO）とドイツ特許商標庁（DPMA）の言語要件は、権利化コストに直結する重要事項である。

| 項目 | EPC直接出願 | ドイツ直接出願 |
|-------|--|---|
| 出願言語 | 英語・仏語・独語から選択 [6] | ドイツ語のみ |
| 登録時翻訳 | 指定国ごとに翻訳（ドイツ：クレーム部分のみ≈50,000円） [7] | 明細書・クレーム・要約全部翻訳必須（≈50-150万円+） [8] [7] |
| 手続き言語 | 出願言語と一致、補正は出願言語で [6] | ドイツ語（拒絶理由通知等も全てドイツ語） [8] |

ドイツ直接出願は庁費用が安いが、全文ドイツ語翻訳と手続き全体の翻訳費用により、総コストはEPC出願と同等かそれ以上になる場合が多い。[\[8\]](#)

1.3 クレーム形式要件の厳格性

欧州（EPC）は日本とは異なり、同一カテゴリーに複数の独立クレームを含むことが原則禁止される。[\[9\]](#)[\[10\]](#)

EPC規則43(2) : 1カテゴリー1独立クレーム原則[\[9\]](#)

- 製品、方法、装置、用途の各カテゴリーにつき、原則1つの独立クレームのみ許可
- 単一性要件と関連した拒絶が高リスク

この規定に違反すると、EPC規則62a通知が発行され、調査対象の独立クレームを選択しなければならず、選択外のクレームは分割出願でのみ権利化可能になる。また選択外クレームの特徴を後補正で追加することは通常許されない。[\[10\]](#)

対策：EPC出願では、出願段階から1カテゴリー1独立クレームの原則を厳守し、広い権利範囲の必要性がある場合は、分割戦略で対応することが標準となっている。[\[10\]](#)

II. 出願・権利化ルートの選択戦略

2.1 3つの主要ルートの比較

日本企業がドイツ・欧州で権利化する際の主な経路：

| ルート | 利点 | 欠点 | 推奨ケース |
|---------|--|--|---------------------|
| EPC直接出願 | 28国指定可、EPOで集約的審査、翻訳期限まで指定国選択可能、移行31ヶ月 [11] | 庁費用高額（出願料210€+調査1,520€+審査1,915€）、1カテゴリー1独立クレーム厳格 | 複数国で広く権利化、高品質クレーム必要 |
| ドイツ直接出願 | 庁費用低廉（出願料40€、審査請求350€）、審査期間設定可能 [12] | 全文ドイツ語翻訳必須、審査遅い（5-6年）、ドイツ語手続き | ドイツ集中戦略、ドイツ市場重点 |
| PCT出願 | 30ヶ月の国内段階選択期間、移行国を後で柔軟に選択可能 | 国別の庁費用二重払い、各国ルート選択に複雑性 | 技術トレンド不確定時の権利化遅延 |

コスト概算（日本→欧州）：

- EPC出願→ドイツ有効化：庁費用4,000-6,000€ + 翻訳料50,000-100,000円[\[11\]](#)
- ドイツ直接出願：庁費用600€ + 翻訳料500,000-1,000,000円以上

2.2 実用新案戦略の活用

ドイツ実用新案制度は、日本の発明者戦略と大きく異なる利点を提供する。[\[13\]](#)[\[14\]](#)

ドイツ実用新案の特性：

- 保護対象：方法・プロセス除外、物・装置・用途のみ[\[13\]](#)
- 登録要件：方式審査のみ、新規性・進歩性の実体審査なし[\[13\]](#)
- 保護期間：10年、維持年金なし[\[14\]](#)

- 出願料：40€（電子30€）、調査報告250€^{[12][14]}
- グレースピリオド：出願人自身の公開・使用について6ヶ月^{[15][13]}

日本との根本的違い：ドイツでは特許と実用新案で同一発明の同時権利化が可能だが、日本特許法39条は禁止している。^{[15][13]}

推奨戦略：競合製品の実装形態が不透明な場合、先にドイツ実用新案を登録し、7年の審査請求期間を活用して競合実施形態を確認した上で、クレーム補正を伴う特許審査請求を行う。この方法により、市場情報に基づいた権利化が可能になる。^[1]

2.3 分割出願・分岐出願の戦略的活用

EPC出願でのクレーム形式厳格化への対応として、分割戦略が必須になっている。^[16]

分割出願の実務：

- EPC規則36改正（2010年4月1日以降）：分割出願の提出時期に制限が導入^[17]
- 従来：親出願がEPOに係属していれば常時可能
- 現在：親出願からの分割タイミングに制限あり（ガイドラインF-IV参照）

分割による権利化の自由度確保：1カテゴリー1独立クレーム原則に違反した出願では、分割により選択外クレームを独立した出願として権利化できる。^[10]

III. 審査・権利化プロセスの実務的相違

3.1 審査期間と出願戦略への影響

EPOとドイツの審査期間は大きく異なり、事業戦略に影響する。

EPO出願：

- 調査報告発行：出願後12-16ヶ月程度
- 拒絶理由通知から登録まで：通常3-5年^[11]
- 異議申立期間：特許公告から9ヶ月（EPC第99条）^[18]

ドイツ出願：

- 審査請求から初回拒絶理由通知まで：3-7年（平均5-6年と報告）[\[19\]](#)[\[20\]](#)
- オフィスアクション間隔：時に3年～7年に及ぶケースあり[\[19\]](#)
- **早期審査（Beschleunigungsantrag）**：費用無料で申請可能、ライセンス交渉中等の理由で認定されれば、申請から3ヶ月以内にオフィスアクション取得[\[21\]](#)

ドイツの審査遅延に対応するため、**Early Processing (Vorzeitige Bearbeitung) **制度が重要。

PCT国内段階でドイツに移行する際、願書に「早期処理希望」を記載すれば、移行期限満了を待たずして審査開始が可能。[\[20\]](#)

3.2 新規性・進歩性基準の差異

ドイツ特許庁はEPOより厳格な審査基準を適用するケースが複数ある。これは同じ発明でも国によって権利化難度が異なることを意味する。[\[22\]](#)

差異例1：方法クレームの用途限定

- **ドイツ特許庁**：用途限定は単なる事例・文脈（context）と解釈。工程が同じならば、異なる用途であっても新規性がないと判断[\[22\]](#)
- **EPO**：用途限定をステップ構成の一部と解釈。公知技術と工程が同じでも用途が異なれば新規性ありと判定の可能性高い

差異例2：数値範囲発明

- **ドイツ特許庁**：先行例より狭い数値範囲について、一律新規性なしと判断[\[22\]](#)
- **EPO**：選択発明として新規性・進歩性を認定する場合あり（ガイドラインG-VI, 8）[\[22\]](#)

実務的含意：ドイツで権利化に苦戦する場合、EPOで異議なく登録されている出願のドイツ直接出願が、より低い審査品質の可能性。このため、ポートフォリオバランスとしてEPC中心戦略が有利な場合が多い。

3.3 拒絶理由対応期間

EPOとドイツの応答期間も異なり、案件進行に影響する。

EPO：拒絶理由通知への応答期間は原則2ヶ月、最大6ヶ月延長可能[\[17\]](#)

ドイツ：応答期間は通常4ヶ月、審査官が追加時間が必要と判断した場合は最大12ヶ月延長可能。精査すべき文献が膨大な場合や追加実験要求の場合に適用^[23]

IV. 訴訟リスク・権利行使戦略

4.1 ドイツ侵害訴訟の実践的優位性

ドイツが欧州特許訴訟の中心地である理由は、特許権者に有利な法的・実務的環境にある。^[1]

侵害訴訟の特徴：

- **迅速性**：第一審で約1年～1.5年で判決（欧州他国比3倍以上迅速）^{[5][18]}
- **特許の有効性推定**：特許は有効と推定され、被告が異議を主張しない限り、差止請求が容易に認められる^[1]
- **差止の実行迅速性**：差止判決から執行までの期間が他国より短い^[1]
- **専門裁判所**：特許侵害訴訟を専門とする州地方裁判所が存在（デュッセルドルフ地方裁判所が最大規模）^[24]

2022年改正による改善：差止請求の相当性要件が明確化。特段の事情がない限り、差止請求権が認容される法的枠組みが強化された。^[5]

4.2 ドイツでの権利行使が「事実上の欧州戦略」になる理由

ドイツで特許を抑えると、事实上欧州全域で製品実施が困難になる場合が多い。^[1]

理由：

1. **流通一元化**：ドイツと欧州他国で製品仕様を変更すると、製造流通に不利
2. **事実上の欧州特許化**：ドイツでの差止により、欧州全体での流通が遮断される場合が大部分
3. **実務的戦略**：欧州での権利化はドイツを最優先に、他の国々の有効化は二次的な位置付け^[1]

このため、欧州特許を複数国で有効化する場合でも、ドイツでの侵害訴訟可能性を最高リスクとして想定し、訴訟準備（技術調査、侵害立証準備）を集中させることが標準戦略である。

4.3 二訴訟制度下の無効防御戦略

ドイツの分離原則により、侵害訴訟で差止が認められても、別途の無効訴訟で特許が無効とされるリスクが存在する。[\[4\]](#)[\[5\]](#)

2022年改正の効果：

- 被告が無効訴訟を提起した場合、連邦特許裁判所が訴状送達から6ヶ月以内に暫定見解を提示[\[5\]](#)
- 侵害裁判所がこの暫定見解を参照可能に[\[5\]](#)
- 侵害訴訟の仮執行停止が可能に（特許有効性の判断待ちが可能化）[\[5\]](#)

戦略的含意：被告が無効反訴を提起する場合、侵害訴訟は迅速に進行しつつ、有効性に関する判断は無効訴訟に統合される仕組みができた。この改正により、侵害訴訟での差止と有効性判断のズレが大幅に軽減された。

V. 欧州統一特許制度（UPC）への対応戦略

5.1 単一効特許と統一特許裁判所の発効（2023年6月1日）

欧州特許制度は2023年6月1日、統一特許裁判所協定（UPCA）の発効により根本的に変わった。[\[25\]](#)[\[26\]](#)

単一効特許（Unitary Patent）の特性：

- 従来型欧州特許と異なり、EPC加盟国内のUPC批准国（現在17国）で自動的に单一の権利として機能[\[26\]](#)[\[27\]](#)
- 出願・審査：EPC経由（EP0）、登録決定から1ヶ月以内に単一効特許請求[\[28\]](#)
- 年金：一本化、EP0への一括納付[\[29\]](#)
- 訴訟：統一特許裁判所（UPC）の専属管轄[\[25\]](#)

統一特許裁判所（UPC）の構成：

- 中央部：本部パリ、支部ミュンヘン・ルクセンブルク[\[26\]](#)
- 複数地方部（各批准国が設置可能）
- 控訴裁判所（ルクセンブルク）[\[26\]](#)

5.2 セントラルアタックリスクとオプトアウト戦略

单一効特許の最大デメリットは、1訴訟で複数国の特許が同時に失効するリスク（セントラルアタック）である。[\[25\]](#)

リスク：UPCに提起された無効訴訟で特許が無効とされると、UPC批准国全域で一度に失効[\[27\]\[25\]](#)

オプトアウト制度：従来型欧州特許は、UPCの管轄から除外（オプトアウト）を申請可能。サンライズ期間（2022年春-2025年）内に、または継続中の国内訴訟が存在する場合、オプトアウト申請が認められる。[\[30\]\[31\]](#)

2024年11月判決による変化：欧州統一特許裁判所控訴裁判所判決により、2023年6月1日以前に国内訴訟が提起されている場合、その訴訟終結後もオプトアウト撤回（再びUPCの管轄に移行）が可能となつた。[\[30\]](#)

戦略的含意：

- **弱い特許**：オプトアウトにより、従来型欧州特許として国ごと個別訴訟で対応可能に（リスク分散）[\[31\]](#)
- **強い特許**：UPC選択により、複数国を単一訴訟で効率的に防御・行使可能[\[31\]](#)
- **ハイブリッド戦略**：UPC以外の国（英国、スイス等）での国内特許と組み合わせることで、高度な防御戦略が可能[\[31\]](#)

VI. 維持年金・長期保有コスト

6.1 維持年金コスト比較

EPC出願とドイツ直接出願では、維持年金体系が大きく異なり、長期保有戦略に影響する。

EP0維持年金（2024年4月1日改定）：[\[32\]\[33\]](#)

| 年度 | 新料金 | 旧料金 | 値上幅 |
|-----|------|------|---------|
| 3年度 | 690€ | 530€ | +30. 2% |
| 4年度 | 845€ | 660€ | +28. 0% |

| | | | |
|-------|--------------|--------|-------|
| 5年度 | 1,000€ | 925€ | +8.1% |
| 6年度 | 1,155€ | 1,180€ | -2.1% |
| 7-9年度 | 1,310-1,620€ | - | - |

ドイツ特許維持年金 : [\[34\]](#)

| 年度 | 料金 |
|-------|--------------|
| 3年度 | 70€ |
| 4-5年度 | 70-100€ |
| 10年度 | 300-800€ |
| 20年度 | 2,030€ (1年分) |

特に3-4年度の維持年金が急上昇する傾向があり、長期保有の判断タイミングがEPC出願で重要になる。 [\[33\]](#)

6.2 複数国有効化時の年金戦略

EPC出願で複数国指定した場合、登録後の有効化 (validation) により、各国別に年金納付義務が発生する。 [\[6\]](#)

戦略 :

- 登録直後に全国で有効化せず、重要市場（ドイツ、フランス、英国等）に限定
- 市場動向に応じて段階的に有効化国を追加

この柔軟性がEPC出願の大きな利点である。

VII. 日本企業のための実装ガイドラインと推奨戦略

7.1 企業規模・事業形態別の推奨戦略

大規模企業（複数国でのマスプロダクション）：

1. **基本戦略** : EPC直接出願 (28国指定) + ドイツ特許に基づく訴訟準備
2. **理由** : 複数国の同時権利化、翻訳期限の柔軟性、統一審査の品質確保
3. **クレーム設計** : 1カテゴリー1独立クレーム厳格実行、広い権利は分割で確保
4. **訴訟準備** : ドイツでの差止可能性に基づいた侵害立証体制構築

中堅企業（ドイツ+限定的多国）：

1. **第一段階** : ドイツ直接出願 + EPC出願の並行出願も検討
2. **理由** : ドイツ市場集中時の費用削減、EPC併行で将来の拡張性確保
3. **実用新案活用** : 先にドイツ実用新案登録、7年の審査請求期間で市場調査
4. **UPC対応** : オプトアウト検討、ドイツ国内訴訟の継続可能性確保

スタートアップ・特定技術分野：

1. **初期段階** : PCT出願 (優先権確保、国別判断を30ヶ月に遅延)
2. **移行戦略** : 市場動向に基づきドイツ、EPC、UPを段階的に選択
3. **実用新案戦略** : 低リスク保護としてドイツ実用新案先行

7.2 出願クレーム設計の実務的ポイント

EPC出願の必須要件：[\[9\]](#) [\[10\]](#)

- 1つのカテゴリーに1つの独立クレームのみ
- 従属クレームで多様な限定を記載
- 広い権利範囲が必要な場合は、出願当初から分割戦略を念頭に

ドイツ直接出願の注意点：

- 日本同様の複数独立クレーム可能だが、EPC調和により徐々に規制強化傾向
- 翻訳段階での補正制限に注意（ドイツ語翻訳時に大幅補正是困難）

7.3 異議・無効対応の先制戦略

EP0での異議申立対応（期限：特許公告から9ヶ月）：[\[18\]](#)

- 業界内での潜在的異議申立者の特定
- 異議リスクが高い場合、自発的な予備的補正の検討
- 異議部での論争が長期化する可能性を想定

ドイツでの無効訴訟対応：[\[35\]](#)

- EPO異議申立手続中の無効訴訟提起は制限（ドイツ特許法81条2項）
- ただし、EPOがクレーム範囲に関する「最終決定」をした後は、ドイツでの無効訴訟提起が可能に（2022年連邦最高裁判決）[\[35\]](#)
- 2022年改正により、無効訴訟中の暫定見解が侵害訴訟に影響を与え始め、全体的な予見可能性向上

7.4 UPC対応の判断フレームワーク

新規出願または既存欧州特許の単一効特許選択時の判断基準：

単一効特許選択が適切な場合：

- 技術が堅牢で、無効訴訟リスクが低い
- 複数国での同時訴訟効率性を重視
- 欧州全体で市場支配的地位の確立目指す

従来型欧州特許+オプトアウトが適切な場合：

- 技術の進化が速く、将来的無効リスクが不確定
- ドイツでの侵害訴訟に集中し、他国は防御的
- リスク分散を重視

VIII. 結論と優先実行項目

8.1 日本企業が直面する重要課題

- 1. 出願言語・翻訳コスト**：ドイツ直接出願の低序費は、翻訳費用で相殺される。複数国戦略ではEPC出願が総コストで優位
- 2. 審査期間の長期化**：ドイツは平均5-6年。権利化タイミングの不確実性が事業計画に影響
- 3. 二訴訟制度への適応**：侵害訴訟と無効訴訟の分離は、日本式の一体的紛争解決とは全く異なる訴訟戦略を要求
- 4. UPC発効の戦略転換**：単一効特許選択とオプトアウト判断により、ポートフォリオ戦略が複雑化

8.2 優先実行項目

短期（出願段階）：

- EPC規則43(2)に適合した厳格なクレーム設計を徹底
- PCT国際段階で英語出願し、30ヶ月の国内段階選択を最大活用
- ドイツ市場特化の場合は、ドイツ直接出願 + EPC並行の並行戦略検討

中期（権利化段階）：

- EPO異議申立期限9ヶ月前から異議公開情報の継続監視
- ドイツでの権利化に基づき、侵害立証体制（技術調査、侵害分析）を先制構築
- 実用新案戦略の活用（先行登録 → 7年審査請求期間の活用）

長期（訴訟・運営段階）：

- ドイツ侵害訴訟を欧州展開の中心に据えた訴訟戦略設計
- 既存欧州特許のUPC対応判断（オプトアウト/オプトイント）を2025年まで完了
- 無効訴訟での連邦特許裁判所の暫定見解に基づいた侵害訴訟の柔軟な対応

これらの施策を統合的に実行することで、日本企業はドイツ・欧州市場での特許戦略を最適化し、実質的な権利行使能力を獲得することが可能となる。

参考資料・引用

龍華弁理士事務所 「EP出願ではなくドイツ出願を行う4つの理由」^[1]

深見弁理士事務所 「欧州諸国への出願ルート—EPCルートか各国ルートか？」^[11]

ドイツ特許制度について (JIPA資料)^[13]

佐栄特許事務所 「欧州特許庁 (EPO) 2024年次レビュー」^[29]

法務省 「ドイツ連邦共和国における知的財産訴訟制度」^[3]

日本弁理士会 「日本の特許制度と欧州の特許制度の留意すべき相違点」^[15]

デジマ・ジャパン 「ヨーロッパでの欧州特許を取得できる基礎知識」^[28]

龍華弁理士事務所 「欧州統一特許と統一裁判所」^[25]

JIPA 「ドイツにおける特許無効手続きおよび特許訴訟費用」^[18]

浅村特許事務所 「欧州統一特許裁判所協定 (UPCA) とは」^[26]

特許庁 「ドイツ「二訴訟制度」の紹介」^[24]

PVDK 「欧州単一特許と統一特許裁判所 (UPC) に関する質問と回答」^[27]

Skiplaw 「欧州は同一カテゴリーに2つの独立項は原則禁止 規則43」^[9]

長谷川弁理士事務所 「拒絶理由通知に対する応答期間（ドイツ）」^[23]

長谷川弁理士事務所 「欧州向けの出願では無理にでも1カテゴリー1独立クレーム」^[10]

オリーブ特許事務所 「ドイツの特許出願の審査が遅い・・・」^[19]

JIPA 「ドイツ特許の早期権利化手段」^[20]

長谷川弁理士事務所 「ドイツの早期審査申請 (Beschleunigungsantrag)」^[21]

佐栄特許事務所 「ドイツ特許法改正案、ドイツ連邦参議院で承認」^[4]

JIPA 「改正後のドイツ特許訴訟の最新状況」^[5]

浅村特許事務所 「UPC発効日以降に国内訴訟が開始された場合に限りオプトアウトを撤回することができない」^[30]

Dennemeyer 「欧州単一特許とオプトアウト戦略」^[31]

JPAA 「特許無効と特許権の安定性」^[2]

深見弁理士事務所 「EPO異議申立手続とドイツ連邦特許裁判所での無効訴訟との関係」^[35]

プログ 「欧州特許出願とドイツ出願との主な相違事項」^[8]

志賀特許事務所 「欧州特許とその主要加盟国における費用比較」^[7]

長谷川弁理士事務所 「新規性の判断でドイツが欧州と異なる例2つ」^[22]

特許庁 「欧州特許付与に関する条約施行規則」^[6]

長谷川弁理士事務所 「欧州特許庁、手続料金の値上げを公表 2024年版」^[32]

JIPPS 「料金表」^[34]

SOEI 「2024年4月1日に欧州特許庁の庁費用値上げ」 [33]

**

1. <https://www.ryuka.com/jp/news/topics/patent/21146/>
2. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3936>
3. <https://www.moj.go.jp/content/000121091.pdf>
4. <https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/10231/>
5. http://www.jipa.or.jp/kaiin/katsudou/houkoku/bukaihoukoku/2108/01_05_germany_jp.pdf
6. <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2019/document/index/honpen0200.pdf>
7. <https://shigapatent.com/wp-content/uploads/2023/03/e2da7b55519b8e588c3425b4c967ff13.pdf>
8. <https://hagakure777.hatenablog.com/entry/2016/02/06/172719>
9. <https://skiplaw.jp/未分類/149/>
10. <https://hasegawa-ip.com/ep-patent/one-independent-claim/>
11. https://www.fukamipat.gr.jp/region_ip/1751/
12. <https://hasegawa-ip.com/application/15903747/>
13. <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/260/260tokusyu4.pdf>
14. https://www.karoip.com/ja/blog_ja/gebrauchsmuster_ja/2018/02/実用新案とは/
15. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4696>
16. https://jpaa-patent.info/patents_files_old/201603/jpaapatent201603_107-112.pdf
17. https://www.fukamipat.gr.jp/region_ip/1779/
18. http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2005_08_1129.pdf
19. <https://www.olive-pat.com/blog/2022/04/18/01636/>

20. http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2020_02_267.pdf
21. <https://hasegawa-ip.com/de-patent/37275318/>
22. <https://hasegawa-ip.com/de-patent/50017249/>
23. <https://hasegawa-ip.com/de-patent/27619563/>
24. https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/33-shiryou/06.pdf
25. <https://www.ryuka.com/jp/news/topics/patent/27539/>
26. <https://www.asamura.jp/blog/2022/12/27/unified-patent-court-agreement-upca/>
27. <https://www.pvdk.jp/services/patents/a-few-questions-and-answers-about-unitary-patents-and-the-unified-patent-court/>
28. <https://www.digima-japan.com/knowhow/europe/15980.php>
29. <https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/17561/>
30. <https://www.asamura.jp/blog/2024/11/25/opt-out-not-withdrawn-after-effective-date-european-upc/>
31. <https://www.dennemeyer.com/ja/ip-blog/news/closing-in-on-the-unitary-patent-and-opt-out-strategies/>
32. <https://hasegawa-ip.com/ep-patent/fee-2024/>
33. <https://www.soei.com/> [特許／欧州] 2024年4月1日に欧州特許庁の庁費用値/
34. <https://jipps.net/fee/>
35. https://www.fukamipat.gr.jp/region_ip/10273/
36. <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/288/288tokusyu3.pdf>
37. <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/germany-tokkyo.pdf>
38. https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/germany_chizaihou_01-1.pdf
39. <https://tokkyo-lab.com/co/info-euapplyjs>
40. <https://www.cohausz-florack.de/jp/事務所紹介/サービス内容/リーガルサポート/rechtsbestaendigkeitsverfahren/>

41. <https://hasegawa-ip.com/de-patent/38054289/>
42. https://jptofpat.com/ep_patent_application
43. http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2010_12_1949.pdf
44. https://www.fukamipat.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2022/12/230222_UPC.pdf
45. <https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/guide-ja-gdvol2-annexes-de.pdf>
46. https://lex.juris.hokudai.ac.jp/coe/pressinfo/journal/vol_12/12_1.pdf
47. <https://www.ngb.co.jp/resource/news/3940/>
48. https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai2/siryou5.pdf
49. https://www.maiwald.eu/wp-content/uploads/Vol168_no5_p2.pdf
50. <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/tokkyo-seihuhiyou.pdf>
51. https://lex.juris.hokudai.ac.jp/coe/pressinfo/journal/vol_16/16_4.pdf
52. <https://www.aippi.or.jp/pdf/patent-office-report/heisei18/H18-3-2.pdf>
53. https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/tukujitu_kijun_0930/t_kijun_all.pdf
54. <https://www.hoffmannetile.com/news/amendments-to-epo-guidelines-vol64-no3.pdf>
55. https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201002/jpaapatent201002_068-087.pdf
56. <https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ja-faqs-about-the-pct.pdf>
57. <https://hasegawa-ip.com/de-patent/19855549/>
58. https://www.mgu.ac.jp/miyagaku_cms/wp-content/uploads/2021/12/126_3_02_p013-038.pdf
59. <https://waseda.repo.nii.ac.jp/record/9643/files/Honbun-6201.pdf>
60. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4002>
61. https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201202/jpaapatent201202_045-054.pdf

62. <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-37859.pdf>
63. https://www.mewburn.com/ja/law-practice-library/the-unitary-patent-and-the-unified-court-exp_lained
64. https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/document/nichi_oh_symposium_2016/03_keynote2_jp.pdf
65. https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pdf/hojin_dantai_iken.pdf
66. <https://www.jakemp.com/knowledge-hub/統一特許裁判所と欧州特許実務-オプトアウト登-2/>
67. https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201308/jpaapatent201308_023-028.pdf
68. https://www.fukamipat.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2015/10/f_151020.pdf
69. <http://www.bepats.co.jp/Home/2015hourei/Jyk/Epjsk.htm>
70. <https://tokkyo-shinsei.com/2018/11/15/epc/>
71. <https://www.iip.or.jp/summary/pdf/detail01j/bulletin.pdf>
72. <https://www3.jatio.or.jp/patentworld2/2023/11/27/第71章-单一効特許：欧州の「特許パッケージ」4/>
73. <https://www.env.go.jp/council/02policy/y020-73/900416408.pdf>
74. http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2013_06_0867.pdf
75. <https://hasegawa-ip.com/ep-patent/strict-double-patent/>
76. https://jpn.nec.com/ir/pdf/library/241127/241127_01.pdf
77. <https://www.towa-patent.com/japanese/institute/journal/2023/002/26-29.pdf>
78. https://holdings.panasonic.jp/corporate/investors/pdf/annual/2023/pana_ar2023_j_a4.pdf
79. <https://rci.nanzan-u.ac.jp/europe/ja/journal/item/bn13.pdf>
80. https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/sangyo_zaisan_houkoku/2024_04.pdf
81. <https://www.khuranaandkhurana.com/japanese>
82. <https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/record/47845/files/A32069.pdf>

83. https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/wipo_webinar_wjo_2021_4/wipo_webinar_wjo_2021_4_presentation.pdf
84. <https://www.meti.go.jp/metilib/report/2021FY/000559.pdf>
85. https://ircms.irstreet.com/contents/data_file.php?template=1875&brand=94&data=460374&filename=pdf_file.pdf
86. <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/302/302tokusyu4.pdf>
87. <https://www.aoyamat.gr.jp/news/3897>
88. <https://www.pvdk.jp/services/patents/supplementary-protection-certificate/>
89. <https://www.hoffmannneitle.com/news/chizai-kanri-protective-covering-jp.pdf>
90. <https://www.dennemeyer.com/ja/patent-protection/supplementary-protection-certificates-spc/>
91. https://www.ondatechno.com/jp/ip_info/patent/p6676/
92. <https://d1.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3And1jp%2Fpid%2F11215997&contentNo=1>
93. https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/55/10/55_KJ00003709258/_pdf
94. http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2020_11_1636.pdf
95. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4024>
96. <https://www.saegusa-pat.co.jp/commentary/others/chizainotes/1228/>
97. <https://www.mewburn.com/ja/law-practice-library/supplementary-protection-certificates-spcs-patent-term-extensions-ptes>
98. <https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14612/>